宮崎県公共施設LED化推進事業企画提案仕様書

1 事業実施場所

	施設名称	施設所在地	調光機能
1	中央福祉こどもセンター	宮崎市霧島1-1-2	必須
2	南部福祉こどもセンター	都城市年見14-1-1	必須
3	北部福祉こどもセンター	延岡市大貫町1丁目2845	必須
4	日南保健所	日南市吾田西1-5-10	提案可能
5	都城保健所	都城市上川東3-14-3	提案可能
6	小林保健所	小林市堤3020-13	提案可能
7	高鍋保健所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1	提案可能
8	日向保健所	日向市北町2-16	提案可能
9	延岡保健所	延岡市大貫町1丁目2840	提案可能
10	林業技術センター	東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1	提案可能

- ※ 公募要領10に規定する補助に係る予算の範囲内で事業を実施することとしており、提案のあった工事費が予算を超過する場合にあっては、全ての施設で事業を実施しないことがある。
- ※ 工事実施の際は、現地調査を行った上で改めて実施計画を作成するものとする。

2 リース期間

リース期間は、契約締結の日が属する月から120か月とする。

3 照明器具の仕様等

LED照明への更新については、すべて器具交換とし、次の要求を満たしたものとする。 なお、標準品の器具がないなど、器具交換が困難な場合は発注者と協議すること。

- 日本国内に本社を有するメーカーの製品(新品)であること。
- ・ 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)及び同省令等で定める技術基準を満たした製品であること。
- IS09001 及び IS014001 の認証取得工場で製造された製品であること。
- ・ 設計寿命が40,000時間以上の製品であること。
- ・ 執務室においては、現状の照度 (1x) と同等以上となるよう設計すること。(ただし、 企画提案の段階では、図面から読み取れる器具と同等以上の明るさ (1m) の器具を選 定することとする。)
- ・ 上記の表に「必須」と掲げた施設においては、器具に調光機能を備えること。

4 関係法令の遵守

LED照明への更新や既存設備の撤去等に当たっては、建設業法(昭和24年法律100号)、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45年法律第137号)のほか、関係する法令、条例 等を遵守すること。